

屋外広告物の安全管理に係る規定の見直しについて

○ 函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)について

函館市屋外広告物条例施行規則は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物および屋外広告業の規制について必要な事項を定める函館市屋外広告物条例の施行に関し、必要な事項を定めています。

今回、屋外広告物の安全管理に係る規定を見直すため、当該規則について、所要の改正をするものです。

■改正の概要

(1) 管理者の設置および安全点検の実施が必要な屋外広告物の対象範囲を拡大します。

- ・ 現行では、市長の許可を受けている屋外広告物のうち表示面積が10㎡を超える固定広告物については、管理者の設置および当該管理者による安全点検の実施を義務付けています。
- ・ 改正案では、屋外広告物の安全性の充実を図るため、表示面積が10㎡以下の固定広告物についても、同様に義務付けることとします。

(2) 管理者の資格要件を拡大します。

- ・ 現行では、屋外広告物の安全点検を行うことができる管理者の資格要件のうち、建築士、特殊電気工事士または電気主任技術者の有資格者については、本市の開催する講習会の課程を修了した場合に管理者となることとしています。
- ・ 改正案では、管理者の設置を円滑に進めるため、資格要件を拡大し、本市のほか、都道府県、指定都市、他の中核市が開催する講習会の課程を修了した場合についても管理者となることとします。

■改正の時期

平成30年1月15日からの施行を予定しています。